

【労務管理者協議会】

■ 4月例会を開催



当協議会は4月15日に、高知会館において、第一協同法律事務所 弁護士 伊藤昌毅氏を講師に迎え、『労務管理面で企業が抱えている課題等についての対応法』を解説していただいた。参加者

は17名（内2名リモート参加）。

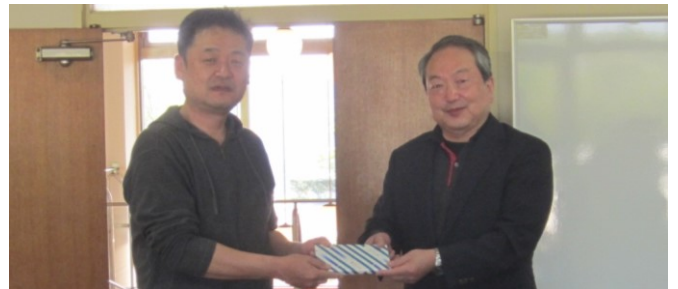
「公益通報者保護法の改正」では事業者に対し、公益通報対応業務従事者を定めること及び内部公益通報に適切に対応するための体制整備の2点が義務付けられ、公益通報対応業務従事者に対し通報者を特定させる情報の守秘義務に違反した場合には刑事罰が課せられる点や、「育児・介護休業法の改正」では育児休業を取得しやすい雇用環境の整備を講じる義務と妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の義務、有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和された点、また「パワハラ防止措置の義務化」では望ましいとされる取組みとしてセクハラ、マタハラ等と一元的に相談に応じることのできる体制や自ら雇用する労働者以外の者に対する言動に関する対応及び他の事業主の雇用する労働者からのパワハラ等に関する対応について解説を受けた。



■ 第35回労管会員等親睦ゴルフコンペ開催



当協議会では標記ゴルフコンペを4月16日にパシフィックゴルフで開催した。また、今回は平成28年より幹事として当協議会の運営にご尽力いただきました、とさでん交通株式会社の浅井良宏氏が3月末日で退職されることとなり幹事退任コンペも兼ねて開催となった。参加者は14名。優勝は伊藤昌毅氏（第一協同法律事務所 弁護士）、ベスグロは85で山岡功氏（高知県経営者協会）。



（川村幹事長より浅井氏に記念品贈呈）

■ 5月例会を開催



当協議会は5月20日に、高知共済会館において、海辺の杜ホスピタル 保健師&シニア産業カウンセラー 槇本宏子氏を講師に迎え、『職場におけるハラスメント対応』について解説していただいた。

参加者は22名（内1名リモート参加）。

パワハラとは、①優越的な関係を背景とした言動②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動③労働者の就業環境が害されるの要素を全て満たすものとされており、業務遂行上必要な指示・命令、正当な注意・叱責、正当な教育指導、正当な評価・処遇と認められる限りパワハラには当たらないとされているが、アイコンシャス・バイアス（「無意識の偏見」「無意識の思い込み」）が潜在している可能性を認識し、他人と自分とは違うことを自覚することがパワハラ防止に必要なとの指摘を受けた。

